

奈良県広域水道企業団就業規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 1 0 号

奈良県広域水道企業団就業規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 勤務時間、休憩、休日及び休暇（第 2 条—第 1 8 条）

第 3 章 休業及び部分休業（第 1 9 条—第 2 3 条）

第 4 章 服務（第 2 4 条・第 2 5 条）

第 5 章 給与及び旅費（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 6 章 安全及び衛生（第 2 8 条）

第 7 章 分限及び懲戒（第 2 9 条）

第 8 章 雑則（第 3 0 条—3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 8 9 条第 1 項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団に勤務する職員の勤務条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 勤務時間、休憩、休日及び休暇

（1 週間の勤務時間）

第 2 条 職員（非常勤の職を占める職員であって、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外のもの（以下「非常勤職員」という。）を除く。第 3 項及び第 4 項を除き、以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、企業長が定める。

3 奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第

20号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、企業長が定める。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年2月条例第18号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、企業長が定める。
- 5 企業長は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により第1項、第3項又は前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り等)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ。)とする。ただし、企業長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 企業長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 3 企業長は、職員(企業長が定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、企業長の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として企業長が定める

期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 企業長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 企業長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、企業長の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、企業長の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 企業長は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、企業長の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち企業長が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を

割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第6条 企業長は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置く。

2 企業長は、次に掲げる場合には、企業長の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を著しく阻害するとき。

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 企業長は、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に次に掲げる断続的な勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として企業長が定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視を目的とする勤務

(2) 浄水場における浄水業務のための当直勤務

2 企業長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として企業長が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、企業長が定める。

(時間外勤務代休時間)

第8条 企業長は、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「給与条例」という。）第13条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、企業長の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、企業長が定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤

務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）で第11条第1項に規定する休日及び代休日以外のものに割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 企業長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として企業長が定める者を含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第4項において同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項及び第4項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして企業長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、企業長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせることができない。

- 2 企業長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、企業長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。）をさせることができない。

- 3 企業長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、企業長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせることができない。

- 4 企業長は、自己の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により企業長が定め

る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、企業長の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせることができない。

5 企業長は、要介護者のある職員が、企業長の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条第2項に規定する勤務をさせることができない。

6 企業長は、要介護者のある職員が、企業長の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせることができない。

（休日）

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第11条 企業長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、企業長の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第13条 職員は、企業長の定めるところにより、1年度について20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職

員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で企業長が定める日数) 以内の年次有給休暇をとることができる。

(特別休暇)

第14条 職員は、負傷又は疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合その他特別の事由により勤務しないことが相当であるとして企業長が定める場合には、企業長の定めるところにより、企業長の承認を得て特別休暇をとることができる。

(介護休暇)

第15条 職員は、要介護者の介護をするため、企業長が、企業長の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、企業長の定めるところにより、企業長の承認を得て介護休暇をとることができる。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第16条 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、企業長の定めるところにより、企業長の承認を得て介護時間をとることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条 企業長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認

するための面談その他の措置を講ずる。

2 企業長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせる。

3 企業長は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条 企業長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第3章 休業及び部分休業

（育児休業等）

第19条 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号）の定めるところによる。

（自己啓発等休業）

第20条 職員の自己啓発等休業については、奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年2月条例第26号）の定めるところによる。

（配偶者同行休業）

第21条 職員の配偶者同行休業については、奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年2月条例第27号）の定めるところによる。

（修学部分休業）

第22条 職員の修学部分休業については、奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例（令和7年2月条例第28号）の定めるところによる。

（高齢者部分休業）

第23条 職員の高齢者部分休業については、奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例（令和7年2月条例第29号）の定めるところによる。

第4章 服務

（服務の基本）

第24条 職員は、職務の公共性と企業の経済性を認識し、公共の福祉を増進

するよう民主的かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

(服務に関する定め)

第25条 職員の服務は、奈良県広域水道企業団服務規程（令和7年3月企業管理規程第15号）に定めるところによる。

第5章 給与及び旅費

(給与)

第26条 職員の給与は、給与条例その他の給与に関する規程に定めるところによる。

(旅費)

第27条 職員が出張を命ぜられたときは、奈良県広域水道企業団職員の旅費に関する規程（令和7年3月企業管理規程第30号）に定めるところにより旅費を支給する。

第6章 安全及び衛生

(職員の安全及び衛生)

第28条 職員の安全及び衛生については、奈良県広域水道企業団職員安全衛生管理規程（令和7年3月企業管理規程第12号）に定めるところによる。

第7章 分限及び懲戒

(分限及び懲戒)

第29条 職員は、法律又はこれに基づく条例で定める場合のほか、分限及び懲戒の処分を受けることはない。

第8章 雑則

(苦情処理共同調整会議)

第30条 職員の苦情を適当に解決するため、苦情処理共同調整会議を設ける。
(研修)

第31条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を命ずることがある。

2 研修を命ぜられた職員は、その期間中全力を挙げて研修に専念しなければならない。

(表彰)

第32条 職員の表彰は、企業長が別に定める。

(非常勤職員の就業に関する事項)

第33条 非常勤職員の勤務条件その他就業に関する事項については、企業長が別に定める。

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務条件その他就業に関し必

要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。